

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県長瀬射撃場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社秩父開発機構

埼玉県秩父市東町二十九番二十号

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで